全3-ジ 登録速報(2020-172) 2020年 6月18日 クミアイ化学工業株式会社 企 画 普 及 部 普 及 課

登 録 速 報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。 適用拡大登録年月日:2020年 6月18日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号:第21863号

農薬の名称:クミアイベフトップジンフロアブル(北海道限定)

2. 適用病害虫の範囲又は使用方法の変更の内容

申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更し、別紙1のとおりとする。

- (1) 作物名「麦類(小麦を除く)」を追加する。
- (2) 作物名「小麦」について次のとおり変更する。
 - ① 使用方法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。
 - ② イミノクタジンを含む農薬の総使用回数及びチオファネートメチルを含む農薬の総使用回数について「無人へり散布」を「無人航空機散布」に変更する。
- (3) 作物名「みかん」のチオファネートメチルを含む農薬の総使用回数について 「無人へリ散布」を「無人航空機散布」に変更する。
- 3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨内容申請書第8項「農薬の使用上の注意事項」の(8)及び申請書第10項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」の(2)について「無人ヘリコプター」を「無人航空機」に変更し以下のとおりとする。

<申請書第8項>

- (8) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。

<申請書第10項>

(2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙1 変更後の適用表

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	に/クタジンを 含む農薬の 総使用回数	チオファネートメチルを 含む農薬の 総使用回数
麦類(小麦を除く)	赤かび病	1000 倍	60 ~ 180L/10a	14 日前 まで	2回以内 (出穂期 以降は 1回以内)	無人	3回以内 (種子の 処理は 1回以内、 散布は 2回以内、 出穂期以内 1回以内)	3回以内 (種子への 処理は 1回以内、 出穂期以降は 1回以内)
小麦		800~1000 倍 250 倍	25L/10a		3 回以内 (出穂期 以降は 1 回以内)		4回以内 (種子への	4回以内 (種子への
	うどんこ病	800~1000 倍	60 ~ 180L/10a				処理は 1回以内、 散布及び	処理は 1回以内、 散布及び
	紅色雪腐病	750~1000 倍					無人航空機 散布は	無人航空機 無人航空機 散布は
	雪腐大粒菌核病	750 倍					合計 3 回	合計3回
	赤かび病	8 倍	0. 8L/10a	収穫 14 日前 まで			以内、 出穂期以降は 1回以内)	以内、
みかん	貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(緑かび病) 貯蔵病害(軸腐病) 貯蔵病害 (こうじかび病) 貯蔵病害(黒腐病) 貯蔵病害(炭疽病) 貯蔵病害(白かび病) 貯蔵病害(すす斑病)	1500 倍	200 ~ 700L/10a	収穫 7日前 まで	3回以内	散布	3 回以内	8回以内 (塗布は 3回以内、 散布、 空中散布及び 無人航空機 散布は 合計5回 以内)